

京都市上下水道局管理規程第19号

京都市上下水道局被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成21年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

京都市上下水道局被服貸与規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局被服貸与規程の一部を次のように改正する。

第2条中「公務の必要に応じ着用しなければならない。」を「職務を遂行するに当たっては、常に着用しなければならない。」に改める。

第3条の見出しを「(被服の種類及び制式)」に改め、同条第3項中「範囲、貸与数量、貸与期間及び貸与時期」を「範囲及び貸与数量」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とし、同条第1項第4号を次のように改める。

(4) 被服の再貸与を受けるとき。

第7条第1項第1号中「過失」を「重大な過失」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「職員課長」を「人材育成担当課長」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とする。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

被服の種類及び制式

種 類		制 式		
		地 質	地 色	様 式
防寒服		繊維地	薄紫色	防寒コート
業務服	冬 用	綿織物地又は合成繊維	青 色	上着及び長ズボン 開襟ファスナー型
	夏 用	同 上	青 色	同 上
	半袖1	同 上	青 色	同 上
	半袖2	同 上	青 色	ポロシャツ
作業帽		同 上	青 色	帽子
作業靴			白 色	作業靴
保安靴			黒 色	保安靴

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の京都市上下水道局被服貸与規程の規定により貸与されている被服は、当分の間、この規程による改正後の京都市上下水道局被服貸与規程の規定により貸与された被服とみなす。

(上下水道局総務部職員課)